

平成17年3月7日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成17年3月7日
開会 9時58分 閉会 10時27分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 永井 繁樹 副委員長 助川 順一
委員 豊島 善江 牧野 茂敏 堀川 貴庸 中野 敏勝 大野 和政
議長 本保証喜
- 4 説明員
岡田町長 西尾助役 石原民生部長 佐藤保健福祉センター所長
坂口高齢者福祉係長
- 5 事務局
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
- 6 審査事件
議案第26号 幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例
- 7 審査結果
「可」と決した。
- 8 審査内容 (下記のとおり)

◇審査内容

(9 : 58 開会)

○委員長（永井繁樹） それでは、ただいまより民生常任委員会を開会いたします。

本日は、先般、本議会で付託をされました議案の審査について行うものであります。

議案第26号、幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

本会議では提案理由が述べられておりますので、今日は、その提案理由につきましては省略をさせていただきます。条例の中身等について、ご質疑あれば伺っていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑ある方おられますか。

豊島委員。

○委員（豊島善江） 平成15年度の決算を見ますと、約1,914万円というふうなことになっていました。

それで、その内訳を知りたいと思いますので教えてください。

それから、この改正案では、80歳、87歳、100歳というふうにして決めていますけれども、この構成というのですか、人数、80歳何名、87歳、100歳何名というのも教えてください。

それから、こういうふうに改正をしますとどのぐらいの削減になるのか、それも知りたいと思います。

それから、できれば管内の敬老祝金の状況ですか、それもわかれば言っていただきたいと思います。

それから、この敬老祝金、これまでも確か支給年齢を遅らせるということも、何年か前にしてきたと思うのですが、この制度ができてからそういう改正は、いつどんなふうに行われてきたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、もう一つですが、今回の条例で大きく変わったところが、これまでは80歳以上が毎年1万5,000円ということで、90歳以上が2万円ということで、毎年祝金をいただけるということでした。

ところが、これがその年だけというふうになりまして、この考え方なのですけれども、なぜこういう方式にしたのかということが一つと、それから、支給額をもっと引き下げて、毎年きちっとこれまでどおりに支給するという考え方にはならなかったのか。その辺のこともお聞きしたいと思います。

それから、新たに100歳という祝金の年齢を設けましたけれども、これの意味合いというのですか、それも教えていただきたいと思います。

とりあえずこれだけ聞きます。

○委員長（永井繁樹） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） ただいまのご質問に、もしかすると順不同でご回答ということになるかもしれませんが、よろしく願いしたいと思います。

まず、平成15年度の敬老祝金の状況についてでございます。

対象者が1,208人おまして、80歳以上の方が1,004人、それから90歳を超える方が204人ということでございまして、その80歳以上の方が1万5,000円、90歳を超える方が2万円でございますので、合わせて1,914万円の支給をさせていただいたというところでございます。

それから、今回の見直しによりまして、対象人数あるいは祝金の支給状況がどうなるかということでございますけれども、改正をしなければ、1,440人の方が対象になると見込まれますので、それにかかる祝金というのが2,299万5,000円。ですから金額にいたしますと、1,822万5,000円の減となるわけでございます。

併せまして、人数につきましてでございますけれども、従来どおりでありますと、100歳の方も含めますけれども、1,440人ということで、見直しによりまして279人。ですから人数にいたしますと1,161人減少となるというような見込みをさせていただいております。

それから、管内的な祝金の支給状況でございますけれども、現在は一定年齢以上の方全員に毎年支給しているところが、まだ、幕別町もその中に入れますと、十勝管内では9町村。それから、米寿ですか喜寿ですか、そういうお祝い年に支給しているところが10町村ございます。

なお、音更町におきましては、そういう祝い金を持っていない。制度を持っていないということになってございます。

それから、今回の制度見直しにつきましては、非常に福祉全般、特に高齢者福祉においても同じなのですが、非常に国の三位一体の改革等を受けまして、いろいろな事業が非常に一般財源化に移るということで、福祉全体として、あるいは高齢者福祉の施策としても大きく検討せざるを得ないというようなことがあります。今回の見直しの中で、非常に残念でございますけれども、やむを得ないものだろうというふうに判断させていただきながら、今回の提案とさせていただいたところでございます。

それと、過去にこの経過といたしまして、本条例は確か昭和41年に制定されたというふうに記憶してございますが、そのときには、75歳以上の方に支給していたと。その後、昭和62年に75歳から80歳未満の方におかれましては、段階的に削減をさせていただきながら、平成7年から16年までの間においては80歳以上の方にのみ支給というような今の状況になったというふうに、そういう動きにございます。

併せまして、100歳につきましては、これまでも実は条例の中には規定はされておりましたけれども、交際費の中で、その誕生日を迎えた際には、その自宅なり施設の方におじゃまして、支給をさせていただいたところでございます。

支給総額、新年度といいましょうか、平成17年度でいいますと、80歳の方が186人、この方が1万5,000円該当いたしますと、279万円になります。それから87歳の方におかれましては89人、この方におかれましては2万円支給ということになりますので178万円の支給。100歳の方は4人いらっしゃいますので5万円の支給、合わせますと20万円。ですから、80歳、87歳、100歳の方合わせますと279人ということでございますので、総額では477万円という計算になります。

○委員長（永井繁樹） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） もう一つ全体を引き下げて、全員に支給できないですかというご質問であります。

これにつきましては、いろいろ過去14年の3月の議会で、議員さんから一般質問等などいろんな形でご質問をいただいて、それ以前からも検討はいたしておりましたが、支給のあり方について、いろんな各方面の方々、特に老人クラブの連合会、また、民生委員、社会福祉協議会、婦人ボランティアの役員の方等一同に集まっていたいて、平成15年の11月にも実は検討委員会を開きまして、検討もさせていただきました。

その中で、お言葉の中でいただいた言葉の中に、もっと若い方に使っていただくような時期がきたのではないですかという言い方と、年金制度が充実、一部昔のことを言うと、これは当時年金制度が充実していないときの、そういう時期の問題もあつての制度であります。そのことを含めて、年金制度も一定の制度充実を図られてきているという現状の中で、今、申し上げましたように、若い方にも使っていただくような時期、また、お年寄りも自らが我慢をするというような言葉もこういう各種の検討委員会の中で、お言葉もいただいているところもでもあります。

その中でいろんな議論をした中で、はじめ、はじめのお祝いのときという言葉が特にお言葉の中では多かったというふうに理解しております。

平成14年からいろんな会合の中で、いろんな老人クラブの方ともいろんな会合の中のやりとりの結果として、こういう形が一番望ましいというふうに、最終的に判断させていただきました。

○委員長（永井繁樹） ほかに、質疑のある方おられますか。

ありませんか。

(はいの声あり)

○委員長(永井繁樹) それでは、質疑、意見については以上で終了させていただきます。

ここで、理事者及び説明員の方については、退席をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(理事者、説明員、退席)

○委員長(永井繁樹) それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま、質疑が終わりました。

これ以上の質疑がないということで、この後、続いて討論にいくわけですけれども、討論にいつてよろしいですか。

いいですか。

(はいの声あり)

○委員長(永井繁樹) それでは、付託されました原案に対しまして、まず反対の方からの討論を求めます。

おられますか。

豊島委員。

○委員(豊島善江) いろいろと私自身も悩んだのですが、今の厳しい町財政の問題だとかも背景にはあるのですけれども、今も質問して、お答えしていただいた中身を見ても、この敬老祝金というのが、かなり長い間続いてきていて、お年寄りの中には、以前は75歳になったらというそういう言葉が非常に待っていたという方がたくさんいらっしゃって、それがだんだん変わってきて、今は80歳になったらそういうものが貰えるねってというそういう期待の声なんかもずっと聞かれていたのですけれども、これが、今回すごく大幅な改定だと思うのですよね。

これまで毎年もらっていたものが、節目、節目ということで、80歳、87歳、100歳、3回しかいただけない。しかも100歳まで頑張ってお生きていくのは本当に今の世の中大変なことで、こういうことに大幅な改定になるということで、私はこの改定の仕方というのが、ものすごく大き過ぎるなというのを思ったのですよね。

もう少しその貰っている方たちの立場だとかそういうことを考えれば、改定するにしてももっと緩やかな方向はなかったのかということ、ひとつ思うわけです。

先ほど質問しましたが、毎年貰ってそれがほとんど年金は生活費に消えてしまうのだけれども、こういうふうに、町からいただくと、それを本当に自分のために使えるし、孫にお小遣いもあげることのできるのだというふうに語っている方なんかの声も聞いているものですから、やはり何とか工夫をして、先ほど言いましたが、額も引き下げて、きちっと多くの人に支給できるような方法というのを、私は本当は検討すべきだったのではないかなというふうに思っています。

それから、100歳の方にお渡しするのは反対ということではないのですが、この辺あたりもいろいろ声も聞くのですけれども、例えば、年齢がいきますと、自分ではなかなか使えないというそういう方も多いと思うのですよね。だから、そういうところなんかも全体でみながら、やはり自分で使えるようなところの年齢の方たちから、きちっと広く支給した方がいいのではないかなということもありまして、今回、あまりにも急激な縮小というのですか、そういうことに対して、私は反対をしたいと思います。

○委員長(永井繁樹) 次に、原案に対して賛成の方の討論を求めます。

牧野委員。

○委員（牧茂敏） 私は賛成したいと思います。

このような、特に財政難の時代、福祉全般にわたってこうすることが、いいのか悪いのかと言われると、ちょっと問題があるのですが、やはり厳しい財政難ということでは、この敬老祝金も見直しすべき時期にきていると思います。

先ほど、民生部長のお話のように、老人クラブ連合会あるいは老人クラブなどからもそういうお話もあったということも踏まえて賛成をしたいと思います。

さらに、管内の町村、それぞれ、今回やっているところもありますし、従前からやっているところもあるということで、その時期にきているということで賛成をいたします。

○委員長（永井繁樹） それでは、次に原案に対して反対の討論の方おられますか。

おられないと思います。

続きまして、原案に対して賛成の方の討論ございますか。

堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 私は賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

今回、この敬老祝金のかなり大幅な条例の改正ということですが、高齢者福祉の数多くの施策の中での一つという考え方もあると思います。ほかにさまざまな高齢者、数多くの福祉政策あるいはまた高齢者対策の中で、この敬老の趣旨というものは、また損なわれないのかなという気持ちもあります。

また、高齢者の方々からも、やはり若年層に対してもう少し使ってほしいと。高齢者に対しての対策と同時に、また、この少子化に対してもお金を少し振り向けて対策をしていくということも、町としては大事なのかなという形で思っております。

ということで賛成の立場で討論させていただきました。

○委員長（永井繁樹） ほかに討論ある方おられますか。

ありませんか。

それでは、討論につきましては、これで打ち切りをしたいと思います。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。よろしいですか。

本来であればすぐ採決にいくのですが、若干の休憩をとりたいと思いますがよろしいですか。

では、ここで若干休憩をとらせていただきます。

25分まで休憩といたします。

10：18 休憩

10：25 再開

○委員長（永井繁樹） それでは、休憩前に引き続きまして開会いたします。

それでは、ただいまより採決に入りたいと思います。

付託されました議案第26号、幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例の原案に対して、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（永井繁樹） それでは、賛成多数でございます。

よって、議案第26号、幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例につきましては、採択と決定いたしました。

続きまして、これにかかわる委員長報告書についてのご相談でございますが、恒例に従いまして、正・

副委員長にその原案をお任せいただきたいと思いますが、よろしいですか。

(はいの声あり)

○委員長（永井繁樹）　そういうふうにさせていただきます。

それと、お手元にお配りいたしました、過日行われました所管事務調査についての報告書が挙がっております。

この内容で本会議に提出をいたします。

よろしいですね。

そのようにご理解をいただきたいと思います。

それでは、これで本日の民生常任委員会を終了したいと思います。

10：27 閉会